

政令第二百三十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条中「分掌し」を「つかさどり」に改める。

第七十六条第一項中「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削る。

第七十七条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第七十八条に次の一号を加える。

八 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

第七十九条第三号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号中

「他課」の下に「及び参事官」を加える。

第八十六条中「情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の

企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し」を「次に掲げる事務をつかさどり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事。

二 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事。

附則中第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

附則第十九条第一項中「附則第十九条第一項第二号」を「附則第二十条第一項第二号」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第十八条第一号中「附則第二十一条第一項」を「附則第二十二条第一項」に改め、同条を附則第十九条とし、附則第十七条の次に次の一条を加える。

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第十八条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局情報通信政策課及び同局に置かれる参事官の所掌事務を追加するほか、同参事官を専任とするとともに、その設置期間を定める等の必要があるからである。